

令和元年10月18日（金）

第56回全国信用組合大会における全信中協渡邊会長の挨拶

はじめに

本日、ここに第56回全国信用組合大会を開催いたしましたところ、皆様方には、何かとご多用の中を全国各地より、このように多数のご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

特に公務ご多用の中、宮下内閣府副大臣、宮本経済産業大臣政務官、雨宮日本銀行副総裁ならびに森全国中小企業団体中央会会長をはじめ、多数のご来賓各位のご臨席を賜りまして、誠に光栄に存じます。

信用組合業界を代表いたしまして、厚く御礼申し上げますとともに、平素より私ども信用組合に深いご理解と変わらぬご支援を賜っておりますことを、ここに改めまして、感謝申しあげる次第でございます。

さて、8月の九州北部の集中豪雨による災害、9月の台風15号の千葉県を中心とした災害に続き、先週末の12日から13日にかけて、台風19号が東日本に上陸し、関東甲信越地方から東北地方にかけての広範囲にわたり、河川の氾濫等による甚大な被害が発生しました。

お亡くなりになられました方々に対して、衷心よりお悔みを申し上げますとともに、被災された方々には、心からお見舞いを申し上げます。

一日も早い復旧・復興の道が開かれるようお祈り申し上げます。

さて、我が国の経済情勢を、9月の日銀短観では、米中の貿易摩擦の激化や海外経済の減速を受けて、業況判断は悪化を示す結果になっております。

また、中小・小規模事業者の業況は、深刻な人手不足や原材料価格の高止まりなどに加え、消費税率引上げの影響を懸念する声も多く、先行きは不透明なものとなっております。

さらには、これまで経験したことがない、人口減少や少子高齢化の急速な進展は、わが国経済が直面する最大の壁となっております。

特に生産年齢人口の減少や総人口の減少は、恒常的な人手不足や後継者不足、国内需要の縮小をもたらし、経済成長の妨げになっていくものと思われまます。

これらを改善するには、都市部への一極集中に歯止めをかける必要があり、地域経済の活性化が重要なものと考えております。

政府におかれましては、中小・小規模事業者や生活者に至るまで景気回復が実感できるよう「経済財政運営と改革の基本方針2019」の着実な実行や、きめ細かな対策の実施をお願い申しあげる次第でございます。

信用組合の課題への取り組みについて

本日は、私ども信用組合業界の当面の課題、要望事項等について、申し述べさせていただくとともに、ご来賓の方々から、ご挨拶を賜りまして、私ども信用組合の今後の経営の指針とさせていただきます。

たいと存じます。どうぞよろしくお願い致します。

それではまず、信用組合業界が取り組むべき課題等につきまして、申し述べさせていただきます。

《中央組織の一体的運営の推進について》

第一に、「中央組織の経営・執行体制の一体的運営の推進」について申し上げます。

中央組織としてのあるべき姿の検討については、全信中協、全信組連設立以来の大きな改革として、約3年にわたる協議を重ね、本年6月の通常総会において役員改選が行われ、新執行体制が発足しました。

さらに9月17日には、新しく完成した新全国信用組合会館に移転し、名実ともに一体化運営がスタートしました。

中央組織は、業界の本部的な役割を担うとともに、強力なリーダーシップを発揮し、業界をリードしていくことが求められております。

両組織は、中央組織としてこれまで以上に緊密な連携の下、中央組織の機能を強化し、質の高いサポート業務を全力で行って参ります。

また、一体化改革の検討課題の一つである「全信中協の会費負担のあり方について」は、全国各地で開催している意見交換会でのご意見を踏まえつつ、「会費負担のあり方に関する検討委員会」において鋭意検討して参りたいと考えております。

《収益力の強化について》

第二に、「収益力の強化」について申し上げます。

金融政策面では、日銀の金融政策決定会合において、7月に引き続き9月においても現状維持が決定され、必要があれば追加的な金融緩和措置を講じるとされていることから、マイナス金利政策は、今後も継続されることが考えられ、信用組合にとって厳しい経営環境は当面続くものと考えられます。

私どもは、地域と共に生きる金融機関として、取引先の実情に応じたきめ細かなコンサルティング機能の発揮により、担保・保証に依存しないプロパー融資の増強やミドルリスク層への経営支援を、積極的に行っていくことが重要です。

また、介護・福祉や農業など新たな分野にも取り組んでいく必要があります。

こうした取り組みにより、銀行等との差別化を図り、収益の確保に努めていくことが重要と考えております。

《サイバーセキュリティ対策について》

第三に、「サイバーセキュリティ対策について」申し上げます。

来年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、サイバー攻撃が懸念されており、サイバーセキュリティ対策の一層の高度化が重要となっています。

このため、金融庁が実施する「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習」などの機会を十分に生かしながら、業界として経営陣主導の下、実効性のある態勢整備に向け、取り組んでいく必要があります。

ると考えております。

当局への要望について

次に、この機会に、関係ご当局にご配慮を賜りたい事項について申し述べさせていただきます。

《規制緩和要望について》

まず、「規制緩和要望」に関してお話いたします。

昨今の経済・社会構造の変化が地域経済に与える影響は大きく、地域経済の先行きに展望が見通しにくい中で、信用組合は、地域・業域・職域社会それぞれのコミュニティ発展のため、懸命に努力を続けているところでありますが、業務の規制緩和により、幅広いサービスの提供を図り、これまで以上に協同組織金融機関の役割を果たしていくことが可能になると存じます。

ご当局には、これまで、組合員資格の拡大などの規制緩和についてのご配慮を賜りまして、厚く御礼申しあげますが、ここで二点ほどご要望を申しあげます。

第一は、今後、信用組合がより一層地域経済の活性化や、地方創生に向けて円滑に取り組んでいくためには、地方公共団体向け貸出を今後増加させていく場合に、員外貸出限度規制に抵触する恐れがあることから、員外貸出限度規制の緩和について、ご検討をお願い申しあげます。

第二は、一部の信用組合において、普通出資の口数に対する、優先出資の発行口数の上限が規制されているために、自己資本を充実させ、経営の健全化を図りながら、地方における中小・小規模事業者への支援を維持していくことが阻害されかねません。そこで信用組合が発行する優先出資を全信組連が保有する場合には、発行口数の制限の対象から除外することをご検討頂きたいと存じます。

《金融検査マニュアルの廃止について》

次に、「金融検査マニュアルの廃止」に関してお話いたします。

現在、金融庁は「金融検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」にかかるディスカッションペーパーが公表されております。このディスカッションペーパーは今後の各信用組合の融資や償却・引当の実務に大きな影響を及ぼすものでありますので、二点ご要望を申しあげます。

第一は、金融検査マニュアル廃止後における既存の基準について、「現状の実務を否定せず」という考え方のみでは不十分と思われることから、何らかの制度を整備し、担保していただきたいと存じます。

第二は、信用組合において毎期の決算を適正な手続きを経て、円滑に取りまとめることが求められますが、ディスカッションペーパーで示された考え方を踏まえながら、償却・引当の妥当性を判断する場合、必要に応じて、信用組合を含む関係者間の意見調整の場を提供していただきたいと存じます。

《ゆうちょ銀行の預入限度額引上げについて》

次に、「ゆうちょ銀行の預入限度額引上げ」に関してお話いたします。

本年4月に、ゆうちょ銀行の預入限度額を2倍の2,600万円とする大幅な再引上げが行われました。

私どもはかねてより、民間金融機関との公正な競争条件が確保されていない中での預入限度額の引上げは、状況によっては、ゆうちょ銀行への大幅な資金シフトを生じかねないことが懸念され、信用組合の経営にも多大な影響を与える恐れがあると強く主張して参りました。

郵政民営化委員会や関係ご当局においては、附帯条件の遵守状況や預金シフト等に関する継続的なモニタリングを行い、必要に応じて適切な対応が取られることを強く要望いたします。

関係ご当局におかれましては、引き続き、私どもの立場にご理解をいただきますとともに、ご支援を賜りますよう、改めてお願い申し上げます。

おわりに

以上、いろいろ申しあげましたが、私ども信用組合は、相互扶助を基本理念とする協同組合組織の金融機関として、大変厳しい経営環境下ではありますが、引き続き、業界関係者が一致団結して、組合員や利用者である中小・小規模事業者、生活者に対し、金融仲介機能を十分に発揮するとともに、一層の金融サービスの向上に取り組んで参る所存でございます。

どうか、本日ご臨席の関係各位におかれましては、私ども信用組合の様々な取り組みに対し、深いご理解をいただきますとともに、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申しあげ、私の挨拶とさせていただきます。